

解題 浜波太漁業組合文書

史料の概要と特色

今回、公刊した「浜波太漁業組合文書」は、昭和 24（1949）年、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチック・ミューゼアム）が全国の漁村史料を調査・収集した時のものである。『漁業制度資料目録』第 1 集（1950 年）によると、「1949 年 12 月探訪、寄贈（水産庁水産資料館）」と記録されているもので、現在は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。

水産資料館時代の旧整理（1974～1979 年）において、総点数 191 点（袋）に整理され保管されてきたが、今回の再整理・調査の結果、総袋数 330 点、総点数 1930 点となった。この数字（点数）の相違は、単に整理の仕方による結果であって、所蔵の 191 点の文書については、移動（増加）や紛失はなかったと考えられる。この文書は茶箱一箱に収納され、整理番号（1～191）が付された封筒にそれぞれ保管されていた。今回の再整理に際しては、この旧整理番号を尊重し必要に応じ枝番号を付した。

この文書の原所蔵地（探訪当時の住所）は、「千葉県安房郡太海村」と記録され房総半島（外房）に位置する。

探訪時の住所「太海村（フトミムラ）」は、明治 22（1889）年～昭和 30（1955）年の自治体名である。初めは長狭郡に属したが、明治 30（1897）年からは安房郡に属している。江戸期の近隣の村、天面（アマズラ）・西山（ニシヤマ）・岡波太（オカナブト）・浜波太（ハマナブト）・太夫崎（タユウザキ）・吉浦（ヨシウラ）の六ヶ村が合併して、明治 22（1889）年太海村が成立し、これら旧村名は大字名として残った。後、浜波太は昭和 30（1955）年には江見町の大字名、同 46（1971）年からは鴨川市太海浜として現在に至る。（文末、年表 1「浜波太漁業組合のあゆみ」）

また、明治期に、西山を除くこれらの大字名ごとに、漁業組合が結成されていったことも見逃せない事実である。これは、漁村を基盤に地先の海面を共同利用する漁業者集団の末端がムラ（旧村）単位の漁村集落であったことを示すものである。

浜波太漁業組合は現在の鴨川市漁業協同組合太海支所に比定されるが、探訪時の所在地は現在と異なる。『千葉県水産要覧』（農林部水産課 1948 年 中央水産研究所所蔵）によると、「太海村漁業会 会員漁業者 459 名 出資金総額 55,080 円 払込済額 55,080 円 事務所所在地安房郡太海村天面 528 ノ 1（役場）」とあって、探訪時の組合組織の形態や所在地が知見される。この所在地のあり方（役場の中に組合を設営）は、本文書の「史料の残り方」を考察する上で重要な手掛りとなった。というのは、役場関係（村政）の史料が、浜波太漁業組合文書と同一の茶箱の中に保管されていた理由が明らかになるからである。さらに、この史料の中に近世の名主の家に伝存したと考えられる文書が含まれる点についても、既述の保管状況や組合事務所の所在から窺い知ることができる。

浜波太漁業組合文書 分類表（項目別）

表1

時代	項目	点数	小項目	点数	内訳	備考
近世	1 村方	8	村政	8	村政(支配)	年貢制村政等(村方名主家伝來文書)
近 代	1 村政・村況	282	(1) 役場關係	220	税金(貢租) 村政事務 災害・救援	(雜税・地租・県税・村税など)
			(2) 土地・漁業	49	土地 漁業全般	(土地・地券) (漁業権)
			(3) 金融	5	金融	(貸借関係)
			(4) その他	8	雜	
	2 安房東海漁業組合	521	関係文書全般	521	設立・組合事務	(綴3点、その他)
	3 浜波太漁業組合	936	(1) 組合事務	726	税金 一般事務 公用文書 災害・救援 事業報告	(衛生・安全対策) (漁況など)
			(2) 土地・漁業關係	104	土地 漁業	(漁業権・争論・漁船)
			(3) 経済	54	金融 營業	(貸借・銀行) (購買・購売・魚市場など)
			(4) 雜	52	雜・その他	(封筒・断簡・個人書状・他企業等)
	4 水産会	183	関係文書全般	183	事務その他	
合 計		1930		1930		

結局、村（ムラ）が地先漁場の主体であった江戸期のシステムがそのまま明治初期に持ち込まれていたということになる。

明治 34（1901）年の漁業法制定によって漁業権は物権とみなされ、その所有の主体が村から漁業組合へ移行する。これをうけて、明治 36（1903）年には浜波太漁業組合が成立し、地先専用漁業権が免許されている。浜波太の場合、以上の経過を経て、江戸期の村政史料、明治期の役場文書と漁業組合文書が同じ茶箱の中に保管されていたと考えられる。

前頁に示した表 1 は、本文書（1930 点）を項目別に分類したものである。

表 1 の分類方法は、平成 15（2003）年 3 月発行『水産総合研究センター所蔵古文書目録』の分類方法に基本的に従った。まず、所蔵文書を近世・近代の二つに時代区分し、次に、項目に分けさらに細分化した。なお、本史料中には、前述した通り多種にわたる文書が一括になって保管されていたため、全体の中での類似性を掴みやすくするため、表 1 は以下の項目・小項目で集計した。

I 近世 1 村方文書（名寄帳、年貢割付帳等名主の家に伝存したと思われる史料）。

II 近代 1 村政・村況（役場、土地、漁業、金融、雑等）、2 安房東海漁業組合文書（組合の設立、事務一般）、3 浜波太漁業組合文書（組合事務一般、土地、漁業、経済、金融、他企業、雑等）、4 水産会（関係文書全般）とした。

表 1 を一見して解ることは、浜波太漁業組合自体の文書（936 点）が圧倒的に多く全体の 48.5% を占めていることである。日付のない文書も多数あったが、最も古いものが文化 5（1808）年の作成であり、最も新しいものは、昭和 23（1948）年に作成されたものである。但し、近世文書は、8 点のみで、他は全て近代文書である。

I 近世

江戸期を通じ安房国長狭郡に属した浜波太村は『正保郷帳』には波太（ナブト）村と記され、江戸初期までは岡波太村とともに一村であったが、元和 4（1618）年に二村に分村した（『安房郡誌』）。また、近世を通じて代々浦請負人を努めた平野家が居住（占有）する蓬島（仁右衛門島）もこの村の一部であった。この平野家と村人との関係も浜波太村の特徴の一つとなっている。

元来、浜波太村と岡波太村とは一村であったこともあり、漁業が盛んな村としての一体感は強かったと思われる。史料中にも両村がセットになってしばしば登場するが、年貢・諸役の負担などは分離独立していた。

江戸時代における浜波太村の支配は、寛永 10（1633）年から宝暦元（1751）年 10 月改易まで勝浦藩植村氏の支配であった。植村氏改易の後、一時的に幕領（代官吉田源之助）となったが、翌宝暦 2（1752）年 4 月からは大岡氏（岩槻藩）の支配となり、明治元（1868）年まで続いた。徳川慶喜の静岡入居（謹慎）に伴ない、同

年、遠江横渚藩西尾忠篤氏が当地に移封され花房藩（石高3万5千石）が成立した。廃藩置県まで同藩の支配であった（『寛政重修諸家譜』、『旧高旧領取調帳』）。

1 近世村方文書

分類表（表1）に従い、どのような文書が所蔵されていたのか以下に概説する。近世（江戸期）の史料は8点のみである。それらの史料は次の通りである。

- ① 文化五（1808）年四月「安房国長狭郡浜波太村名寄帳」（目録番号1）、② 文化七（1810）年午四月「巳年割附帳」（目録番号3）、③ 同年「巳年割附帳（写）」（目録番号2-1）、④ 天保四（1833）年巳三月「第二号証 辰年御年貢皆済目録（写）」（目録番号2-2）、⑤ 天保十三（1842）年寅十二月「海岸御用書上帳」（目録番号4）、⑥ 文久三（1863）年亥六月「第三号証 名目借用申証文之事（写）」（目録番号2-3）、⑦ 無年号「乍恐以始末書奉願上候」（目録番号6）、⑧ 無年号「乍恐以書付奉願上候」（目録番号5）

これら8点の近世文書は、名主の家に伝存した文書と考えられ、維新後、戸長役場・村役場に受け継がれたものと推測される。

上記の所蔵史料によって村高を確認することができる。

- ・ 文化 5 (1808) 年 村高 56石 6斗 8升 3合 6勺 内海石 32石 (目録番号1)
- ・ 文化 7 (1810) 年 村高 48石 4斗 3升 内海石 32石 (目録番号3) (目録番号2-1)
- ・ 天保 4 (1833) 年 村高 56石 6斗 8升 3合 6勺 (目録番号2-2)
- ・ 天保 13 (1842) 年 村高 56石 6斗 8升 3合 6勺 内海石 32石 (目録番号6)

村高については諸史料には次のように記されている。

『元禄郷帳』には48石余、寛政5（1793）年『村鑑明細帳』では56石余（「上村文書」鶴川市立郷土資料館所蔵）、『天保郷帳』によると56石余、『旧高旧領取調帳』には56石余とある。上記の所蔵文書の石高数と比較してみると参考になる。文化7年「巳年割付帳」（目録番号3）と『元禄郷帳』には村高48石余と記され、他は56石余とある点が注目される。この村高の相違は、おそらく支配関係によるものと推測されるが明確ではない。後日の課題にしたい。海石はいずれも32石（一定）である。また、江戸期を通じて、平野家が占有した仁右衛門島は無高であった。

ところで、元和年間（1615～1624年）、波太（ナブト）村が浜波太村と岡波太村に分村された際、上記海石高32石が浜波太村に帰属したため、浜波太村が船役永を上納することになった。江戸期の漁場占有利用権は漁業年貢を納めることで付与されるものであったから、浜波太村は両村の前海（地先漁場）を占有したのである。結

果、岡波太村は前海漁場を持つことができなかった。そこで岡波太村の漁民は浜波太村名主に運上金を支払い漁場を使用することになっていた。このため、両村の間に争論が繰り返されたが、これら争論の経過については、当中央水産研究所所蔵「鈴木祐司家文書」(整理番号9、10)が参考になる。

次に村の様子がよく分かる「海岸御用書上帳」を紹介しておきたい。海境についても明記され、当時の漁場の範囲を知ることができる。

天保十三寅（1842）年十二月「海岸御用書上帳 浜波太村」（目録番号4）

大岡主膳正領分

安房国長狭郡

- 一 高五拾六石六斗八升三合六勺 浜波太村
 - 内三拾弐石 海高
- 一 家数八拾七軒 但し居村海岸ニ御座候
- 一 人数四百八拾三人
- 一 船数六拾五艘
 - 内 押送り船三艘
 - 八手網船十八艘
 - 小漁船四拾壹艘
 - 小地引船三艘
- 一 囂船 無御座候
- 一 天面村海境△ 貝浦村海境迄 海岸渚サ通り二十四町拾間程
- 一 天面村境△ 岡波太村境迄 往還長サ七町拾六間程
- 一 当村△ 前原役所江道法 弐拾町
- 一 上総国勝浦陣屋江道法七里半
- 一 居村出先△ 壱町程沖深四撮拾町程沖深二十二尋壹里程沖深八拾尋
- 一 当村△ 江戸江海上凡三拾七里陸地凡三拾六里

一 御運上

永四貫貳百五拾文	海高銭
永七貫	着買留役
永五百文	押送り船役
永四貫九百五拾文	磯根鮑運上
永二貫百二十五文	酒役
永拾九貫八百文	八手網鰯役
右之通相違無御座候、	以上

天保十三寅年十一月 浜波太村

組頭	七左衛門
同	長左衛門
百姓代	善右衛門

御勘定吟味役

川村清兵衛様
御勘定吟味役方
中村為弥様
松浦隼輔様

上記史料は、村方から領主方役人へ差し出された「海岸御用書上帳」の控文書が、浜波太村の名主の家に伝存したものであろう。高 56 石余、内 32 石海高、家数 87 軒、人数 483 人、船数 65 艘と記されている。浜波太村が漁業中心の村であったことが伝わってくる史料である。

この書上帳の記載から村に賦課された運上金の内容が分かる。このうち、磯根鮑運上（永四貫九百五拾文）と八手網鰯役（永拾九貫八百文）は、平野仁右衛門家が負担することになっていた。平野家は、寛文年間（1661～1673）から幕末に至るまで、浜波太村の漁場（浦）を領主から請負う「浦請負人」であり、村内では別格の家格を有していたとされる（『千葉県地域史料現状記録調査報告書 第四集 鴨川市平野仁右衛門家文書』1998 年、『近世漁業社会構造の研究』後藤雅知 山川出版社 2001

年)。それ故に、名主役を務めた形跡はないが「浦請」として、しばしば史料中にその名が見える。同報告書によれば、平野家の漁場・漁業に対する特権意識は近代に入ってもなお引継がれ漁業争論のもととなつた。

II 近代

近代文書は 1922 点所蔵されていた。解説の便宜上、前掲表 1 に示したように四つに分類した。

その結果、1 村政・村況(役場)が 282 点、2 安房東海漁業組合が 521 点、3 浜波太漁業組合が 936 点、4 水産会が 183 点になった。表 1 の順序にしたがい説明を加える。

明治以後の漁業に関する参考史料としては、『水産調』が現在までのところ最も信頼できるものとされている。この『水産調』は、明治 12(1879) 年 8 月～12 月にかけて、戸長や町村役場によって作成され、郡長または県令に提出されたものである。『水産調』は、「漁業沿革調」、「採漁」、「水産漁具略図」の三部から構成され、その一部分が、『千葉県の歴史 資料編』近現代 4(1997 年)、『鴨川市史 史料編 2 近現代』(1993 年) に掲載されている。現在では使用されてない漁具の図解などが記され貴重な文献である。「浜波太漁業組合文書」中には漁獲・漁撈関係の史料は少ないが、この『水産調』によって補填することが可能である。

1 村政・村況

村政・村況(村役場に残されていた文書) 282 点の中には、(1) 役場関係 220 点、(2) 土地・漁業 49 点、(3) 金融 5 点、(4) その他 8 点が含まれる。

(1) 役場関係

役場の文書を、税金、村政事務、災害救恤の順に解説をすると次のようになる。

「税金」関係の史料は 173 点を数える。それらは主として村民宛の地租や雜税等の領収書である。

これらの史料は、「浜波太船引料・貸地料金等告知書綴」(目録番号 49-1)、「船税領収之証」(目録番号 8)、「漁業一時上納金請取証」(目録番号 7)、「地租・県税・村税その他」(目録番号 49-2、49-5、14、157-8、103-1～103-5、39) であり、明治 6(1873) 年～大正 5(1916) 年の作成日付を持つ。

ところで、明治 6(1873) 年 7 月には「地租改正条例」が布告され、明治 8(1875) 年 8 月には旧幕府制定の雜税の整理や廃止(明治 8 年 2 月 20 日「太政官布告」23 号)が断行された。従って、これらの史料は明治・大正期における収税制度を知る手掛りになるだろう。

一般的に、明治新政府が、漁業の改革に着手し始めたのは明治 8(1875) 年以降とされる(『水産業協同組合制度史』1、水産庁 1971 年)。収税の統一化をはかるた

め、（府県段階における雑税の整理廃止は、これより以前から進行していたのであるが）同「太政官布告」23号を以て、税目1,553に及ぶ雑税が廃止されたのである。その雑税の中には漁業税も含まれていた。雑税廃止の施行は、地租改正を早急に実施し統一的租税制度の確立を目指す新政府にとって必然の措置であったと考えられている。

同布告23号によると、「従来、雑税と称するは、旧慣により、区々の収税にて、軽重有無不平均」であるから、明治8年1月1日より廃止するというものであるが、「収税がないと、営業取締差支候類は、当分地方において、改めて収税する」というわけで、事実、漁業税は一旦廃止され、改めて収税されたものが多かった。従来の慣習を考慮しつつ、新制度の樹立を目指した行政側の苦心の策の一端を窺うことができる。

次に、「村政事務関係」の文書は43点保管されていた。明治16（1883）年～大正4（1915）年の作成日付を持つものであるが、無年号の史料も前後の関係から含めた。諸経費の出入・諸通知・区費・行事・受領書等役場内の庶務的な史料である。また、明治29（1896）年4月1日作成の「44カ村組合関係綴」（目録番号44-1、44-2）や、日付は不明だが「組合連名簿」（目録番号79）なども伝わり、周辺の村々との関係が分かる。

また、衛生対策についての史料9点（明治12年～大正2年）もある。明治31年7月20日「防御的予防臨時衛生組合規約」（目録番号46）、大正6年8月「伝染病予防に関する注意書」（目録番号125）、大正2年11月15日「衛方27号、衛生会及火防会設立の件につき通達」（目録番号89）等である。行政側も予防衛生に対し関心が高く、現在の保健所の役割を役場が全部まとめて果たしていたことが分かる。

「災害・救恤」に関する史料は4点残されていた。安房郡では、明治26（1893）年4月、漁業者を対象とした安房水難救済会が設置された。しかし、同28（1895）年、国家有事（明治27年8月1日、日清戦争勃発につき）ということで解散している（『千葉県安房郡誌』293頁）。

明治初期には通常、村が中心になって災害・救恤に対処したが、漁業組合成立以後は、組合においても実施されるようになった。浜波太村は漁業中心の村であったから、水難への関心が高かったのは当然のこととして、救荒に対しても村の行政が熱心に対策を立てていた事実が史料から判明する。明治初期の浜波太村の諸相が伝わってくる興味深い史料を以下に紹介する。

明治十三（1880）年一月十日「救荒豫備方法決議御報告書」（目録番号11-2）

救荒豫備方法決議御報告書

安房郡長狭郡

浜波太村

今般本県甲九拾五号諭達ニ基キ、今七日ヨリ八日マテ村会ヲ開キ救荒豫備方法別紙議案ノ通決議仕候ニ付、現在戸数人員及七ヶ年ノ間ノ貯蓄穀数ヲ挙ケ

且置場位置并管守人ヲ定ムル左ノ如シ

- 一 戸数 九拾一戸
- 一 人口 四百九十四人
- 一 磯根稼場賣代金 三百五十円
 - 一ヶ年分 金五拾円
 - 七ヶ年分 金三百五十円
- 一 従前教育金
 - 合金
- 一 貯穀置場 浜波太村
- 一 管守人 同 村 岡本傳九郎
 - 同 村 鈴木 庄太

以上

救荒豫備之方法議案

- 第一条 救荒豫備之為メ明治十二年ヨリ向七ヶ年ノ間、貯蓄スル穀高ハ村内ノ人口三分ノヲ賑救スヘキ者ト見做シ、老幼男女ヲ不問、一人一月玄米一合五勺ノ割合ヲ目的トシ、凡五ヶ月ヲ支フヘキ分粟能米ヲ以テ之ヲ貯フヘシ
- 第二条 貯穀ノ方法ハ、村内地先磯根鮑稼場ヲ七ヶ年期ニ金三百五拾円ニ壳渡シ、右金七ヶ年ニ平均ニシテ、一ヶ年金五拾円ツツ、請負人ヨリ之ヲ年々請取、其時ノ相場ヲ以テ粟能米ニ替テ貯穀スルモノトス
- 第三条 従前教育豫備金ハ粟能米ニ替テ、今年ヨリ貯穀ノ内へ加フルモノトス
- 第四条 該年分ノ貯穀ハ、翌年一月二十日マテニ之ヲ積穀スルモノトス
- 第五条 貯穀ハ、一村ノ公積ニシテ固ヨリ各自ノ居宅倉庫ニ貯蓄スヘカラサルヲ以テ、差向一ヶ所ノ置場ヲ定ム
- 第六条 有志奇特ノ者ニシテ一般割合ノ外、別ニ金穀ヲ出スハ、其金穀姓名ヲ帳簿ニ掲ケ、之ヲ蓄積ノ内ニ加フルモノトス
- 第七条 貯穀ハ積ミ足シノ都度、現穀高ヲ挙ケ官庁ヘ申報シ、且村内ニモ公告スヘシ

- 第八条 此貯穀ハ非常ノ凶歉ニ方ラサレハ之ヲ出サス、若シ稀ナル蝗旱風霖ノ天災ニ遇ヒ村民飢餓ニ臨マントスルノ場合ニ至ラバ飢民ノ員數ヲ
調査シ、老幼平均一日玄米一合五勺ツツ、先ツ月數二十日ノ分ヲ救助シ而シテ、其旨官庁ヘ申報シ、示後ノ指揮ヲ乞フヘキモノトス
- 第九条 前条ノ如ク貯蓄ヲナスニ付テハ、村内ニ管守人二名ヲ選挙シ、貯穀名簿及倉庫管鑰ヲ依託シ充分保護ヲナスヘシ、若シ新陳交換或ハ置
場借設及倉庫築造修繕ノ為メ費用ヲ要スル等ノ事ハ、惣テ村内協議費ヲ以テ致スモノトス
前書救荒豫備之方法當村会ニ於テ決議仕候此段及御報告候也

安房郡長狭郡

明治十三年一月十日

浜波太村會議員 議員拾人

副議長 鈴木 山治⑩

議長 平野仁右衛門⑪

戸長 松下 栄藏

千葉県 安房平
朝夷 長狭 郡長 重城 保殿

上の史料から、明治 13（1880）年にはすでに村議会が存在し、村會議員 10 名によって議案が作成され、郡長に提出されていた事実が知見される。当時、浜波太村は、91 戸（戸数）、494 人（人口）の村であったことも行政側の史料から確認できる。前出の天保 13（1842）年「海岸御用書上帳」（目録番号 4）では、87 軒、483 人とあるから、差し引き、4 軒、11 人増加したことになる。議長・副議長・戸長といった村の代表者名が記されている点も注目される。

他の 3 点の所蔵文書は日清戦争に関わるものであった。明治 27（1894）年旧 12 月 10 日「日掛金取立帳 太海村浜波太」（目録番号 15-1）には、こよりが 2 通括り付けてあった。この「日掛金取立帳」は、村民の代表が集金人となって集金した記録で、こより（目録番号 15-3）には次のように記されている。

「記 金拾銭 懸兵日掛金 右金正ニ受取候也 四月二十九日 主任鈴木傳治⑫」とある。出征兵士（日清戦争）に対し、村で（救恤寄付金の意味もあって）集金を行った際の控簿と思われる。村の資金（災害・救恤用のストック）を作り、出征兵士や遺族への援助が目的の集金であったと考えられる。村をあげて、このような援護活動が盛んであった世相を読み取ることができる。

（2）土地・漁業

「土地・漁業」として分類した結果、それに関する史料は 49 点になった。「土地」には地券や普請など土地に関する史料を全て含めた。注目すべき史料に、明治 20

年3月『浜波太村 田畠宅地 山林岩地 砂地藪地 林草生地 荑生地 地価段付割簿』(目録番号18)がある。田段付収穫、畠段付収穫、宅地段付地価等が詳細に記載され、当時の収穫高、額、地価が示されている。この史料には「郡内地位等級表(田之部、畠之部)写」等も含まれている。

また、明治という新時代をむかえ村では普請等も盛んに行われた模様である。例えば、県道や護岸工事に関する文書が現存する。明治16年代の県道修繕、県道工事精算表、工費、受領書等である(目録番号13、12、38、105-1)。さらに、明治33年3月に作成された太海村浜波太護岸工事の設計帖や同工事日記も残っている(目録番号47、48、176)。

特筆すべきものとして、「明治9年改正」印が押捺された地券31通(一括り)がある(目録番号12)。この地券は全て、浜波太村の土地についての地券である。個人の土地・村有地・共有地等の存在が地券によって明らかになる。こういった種の史料(土地所有権者の公証ともいべきもの)が本文書中に含まれていたこと自体、村役場と漁業組合の文書が一括保存されるという当史料の性格を示すものである。

他に、太海村役場から浜波太区長宛の通達も2点伝存する。大正4年3月6日「土地第11号 土地異動届出に関する通知」、大正2年5月7日「勧第193号 内務省所管国有地払下につき」(目録番号102、87)の2点である。また、普請のために寄付を募った名簿として、明治21年3月「字牛込 船引港 普請寄付金連名名簿」(目録番号21)、明治29年旧7月「^{浜波太字アラ}ト船倉前石垣 修繕寄付連名簿」(目録番号45)等、2通が残っている。

下に示す表2は、明治22(1889)年、旧六ヶ村が吸収合併され、太海村が成立した時の旧村別人口・戸数・面積の内訳である。なお、その旧六ヶ村は太海村の大字名となった。表中の土地面積を比較すると、浜波太の土地が如何に少ないか、数字は明確に示している。

明治二十二年 太海村戸口 『千葉県町村分合資料18 長狭郡町村分合取調』(千葉県立図書館蔵) 表2

大字	天面	西山	岡波太	浜波太	吉浦	太夫崎	計
人口(人)	545	128	791	582	469	229	2744
戸数(軒)	96	18	136	102	73	51	476
面積(町)	217.37	53.65	127.52	16.43	24.78	21.56	461.31

上表によると、人口、戸数、共に多いのは岡波太と浜波太である。一方、村の面積を比較してみると、岡波太は127.52町、浜波太は16.43町で、岡波太の面積は浜波太の約8倍の広さとなる。浜波太は人口密度が高く、土地よりも海に依存する人々によって構成されている村といつうことができる。必然的に浜波太の耕地面積は少な

い。従って、村民の漁場占有利用権に対する関心は高かった。特に採鮑漁場は経済的価値が高く、漁獲の位置が固定的であったため、そこを排他的・独占的占有利用することに大きな意味があった。事実、採鮑漁場稼働依託金から村に入る収益は重要であった。このような村の様相が窺える史料を次に紹介する。

明治二十三（1890）年旧四月三日「採鮑漁場稼働依託誓約証書」（目録番号 29）

採鮑漁場稼働依託誓約証書

千葉県安房国長狭郡太海村浜波太磯根採鮑漁

但 歩行立磯稼ヲ除ク

境界 東磯村貝渚村界字トウメキヨ
リ西 天面界字カワメキ迄 地先一円

内 東磯村貝渚村界字トウメキヨリ字
官ノ下迄ハ 岡波太浜波太入会也

此依託代金壹千壱百円也

但 代金高拾分ノ壹ヲ用捨

右之磯根当区共有之処、今回区民一同協議之上、明治式拾四年旧五月一日ヨリ、来ル明治式拾九年旧四月三十日迄満五ヶ年間、前書之依託代金壹千壱百円ヲ以テ潜水器械及裸海土ニテ採鮑スルノ権利ヲ貴殿両名へ依託候処確正也、然ル上ハ本区内人民ハ右年期中ハ採鮑権無之ニ付、貴殿ニ於テ自由ニ可被成、萬一区民ニ於テ右権利ヲ妨害スルカ或ハ権利ヲ侵シテ採鮑スル者之有之時ハ重立之者ニ於テ事実弁明之上該相當之損害賠償為被致可申、若シ不止得場合ニハ区民一同引受償却可仕候、依是区民一同ヨリ差入置採鮑漁場稼働依託誓約証書為後日如前件

千葉県長狭郡太海村浜波太

区惣代 鈴木鉄五郎 ㊞

同 鈴木庄太郎 ㊞

同 土岐松五郎 ㊞

同 山口 富蔵 ㊞

同 鈴木 傳治 ㊞

（以下十名略）

浜波太

飯高周太郎殿

横浜

小幡熊治郎殿

前書之通相違無之ニ付保証候也

明治貳拾參年 旧四月參日

太海村浜波太 区長 鈴木七郎治

(3) 金融

村方に残されていた貸借関係の文書を「金融」として整理した結果、5点が確認された。それらは、次に示すように土地を質入し借金をする借用証文（貸借関係）である。浜波太の漁業者が連名で借金をしている様子を伝えている。明治 25 (1950) 年 4 月 23 日「地所書入金借用証」(目録番号 34)、明治 20 (1887) 年 1 月 28 日「第弐号 地所及根鮑採漁業場書入借用証」(目録番号 17)、明治 19 (1886) 年 8 月 23 日「地所及磯根鮑採漁業場書入借用」(目録番号 16)、明治 24 (1891) 年 8 月 15 日「連帶借用金円之証」(目録番号 33)、明治 27 (1894) 年 旧 7 月 12 日「金円借用証」(目録番号 36) 等である。次に保管資料 5 点のうち、最も古い借用証文を紹介してみよう。「不漁打続キ拙郵貧民共必至困難折柄ニ付、金百貳拾九円、年利一割五分を以て借用」したが、期日の前日に無事返済したというものである。

明治十九（1886）年八月二十二日 第六号「地所及磯根鮑採漁業場書入借用」(目録番号 16)

一 金 百貳拾九円也 但 米五拾俵代金也

此引当地所

安房国長狭郡浜波太村之内六拾番

字長者屋敷

一 畑 六畝二十八歩

地価金五円三拾九銭五厘

持主 鈴木七郎治

(以下 71 行略)

右者、時節柄不漁打続キ拙郵貧民共必至困難折柄ニ付、救助之依頼ヲ受ケ、拙者共ヨリ貴殿へ情実相嘆キ前書之地所及磯根鮑採漁業場書入当明治十九年八月二十二日ヨリ来ル二十年一月三十日迄、書面之金百弐拾九円正ニ受取借用候所確実也、然ルニ於テハ壹ヶ年壹割五分之利子ヲ相添ヘ期日必ス元利返金可仕候、若萬一期日返済難相成候節者、右磯根鮑採漁業場年季明ケ他ヨリ高価ヲ以テ請負方申出候共決シテ他方へ売却申間敷候、同村平野仁右衛門方へ年限相定メ売渡可申右代金ヲ以テ元利共屹度返済可仕候、為後日借用証入置申処依テ如件

明治十九年八月二十二日

長狭郡浜波太村二十四番地 借主村惣代人 鈴木七郎治㊞
同郡同村 七十二番地 保証人 鈴木庄太郎㊞
同郡同村 七十壹番地 保証人 鈴木鉄五郎㊞
同郡同村 八十五番地 保証人 平野仁右衛門㊞
同郡同村 地主 保証人 鈴木三九郎㊞

長狭郡北風原村

貸主 永井傳重郎殿

前書之通相違無之候ニ付奥印致候也

明治十九年八月二十三日

長狭郡天面村外四ヶ村 戸長 早川亀之助代理

筆生 松下栄蔵㊞

(別筆付箋) 「尤モ来ル十一月、拙村平野仁右衛門方ヨリ可受取金五拾円内金トシテ其節入金可仕候ノ文字書損致シ候得共、此儀ハ前文ノ通、聊無相違入金可仕候也 村惣代人 鈴木七郎治㊞ 保証人 平野仁右衛門㊞」

(別筆朱筆) 「明治二十年 一月二十八日 返済ニ付消印」

上記の証文によると、借金の返済期日は一月三十日とあるが、加筆の朱書きにより、二日前の二十八日に完済したことが判明する。証文には奥書きがあり、天面村外四ヶ村戸長早川亀之助が奥印している（実務は書記松下栄蔵である）。この「天面村外四ヶ村 戸長早川亀之助」は、『明治二十二年 長狭郡町村分合取調』（『鴨川市史二』82頁 1993年）の記述によると、「村名撰定之義ニ付上申 朝夷郡吉浦村、同郡太夫崎村、長狭郡天面村、同郡浜波太村、同郡岡波太村 右村々ニ係ル町村分合之義、御諮詢ニ對シ先ニ答申書差上置候処、今般協議之上、村名ヲ太海村ト改称致度旨各村ヨリ申出ニ付、連署ヲ以テ此段開申仕候也 長狭郡天面村外四ヶ村 明治二十一年

十月十二日 戸長早川亀之助^印」とあり、太海村と改称される以前の村の形態（天面村外四ヶ村名）が明確になる。

また、後に、早川亀之助は、太海村初代の村長（明治 23 年 4 月～37 年 11 月）としても現れる人物である。一方、債権者「北風原村、貸主永井傳重郎」は、北風原村の戸長（豪農）である。上記史料は、旧村（ムラ）が漁業者集団（共同体）の末端として機能していた実態を窺わせる重要な史料である。

2 安房東海漁業組合

安房東海漁業組合の関係文書が 521 点現存する。「安房東海漁業組合書類 一」154 点（目録番号 23）、「安房東海漁業組合書類 二」298 点（目録番号 9）の二つの綴が主たるもので、文書の内容は安房東海漁業組合の設置や規約、経費に関するものが多い。この他に通達（目録番号 26）、領収書（目録番号 28）、書状等（目録番号 24-17）も残っている。「安房東海漁業組合書類 一」には、明治 21（1888）年 11 月 9 日～同 22 年 8 月 14 日の記録が、また、「安房東海漁業組合書類 二」には、明治 22（1889）年 2 月 27 日～同 24 年 9 月 26 日の記録がそれぞれ綴られていた。

千葉県においては、明治 15（1882）年 2 月 12 日、大日本水産会が設立し、明治 19（1886）年 10 月には、千葉県水産諮問会が開催され漁業組合結成についての討議が行われている。

一方、明治 19（1886）年「漁業組合準則」が公布され、また、翌 20（1887）年 4 月には、本県令第 59 号「漁業組合準則」が布達された。このことをうけ、50 余の漁業組合が誕生している。しかし、当時は各組合がそれぞれに分立していたに過ぎない。そのため、系統化された組織への動きが徐々に進行していくことになるが、この動きは県主導で推進され、郡連合会や県連合会の結成が企図された。

さて、安房東海漁業組合について、史料を基に設立以下の経過や近隣の村との関係を記しておきたい。

まず、明治 21（1888）年 11 月 12 日漁業者惣代平野秀太郎が、安房東海漁業組合設立に向け、千葉県知事船越衛と折衝している文書（下書）が残っている。組合設立への努力が伝わってくるもので、同年 12 月には認可され、「安房東海漁業組合頭取 平野秀太郎」という肩書を確認できるが、設立直前の貴重な史料なので次に示す。

「客月十二日安房東海漁業組合規約御認可相願候処、于今御指令無之目下漁業切替季節ニ付、此際ヨリ施行致候様相成候得共、便宜ニモ有之候間、何卒至急何分之御指令相成度此段奉願候也 明治二十一年十一月十二日 安房国長狭郡浜波太村 漁業者惣代平野秀太郎 千葉県知事船越衛殿」（目録番号 23）とある。

さて、明治 21（1888）年 11 月、浜波太を含む外房地域（白子～小湊までを含む）で安房東海漁業組合が設立され、さらに規約改正が討議された。つづいて翌明治 22（1889）年 2 月 27 日、「安房東海漁業組合規約更正ニ付御認可願」（目録番号 9）が千葉県知事石田英吉に提出され認可された。この文書には出願者が明記されていた上に、安房東海漁業組合規約もそのまま添付されていたので組合の性格が分かる。まず、出願者名を挙げると次のようになる。

「長狭郡貝渚村外一ヶ村 戸長 後藤孝之、同郡 天面村外四ヶ村 戸長 早川亀之助、同郡前原町外二ヶ村 戸長 青島壽平、同郡浜荻村 戸長 岩崎八太郎、同郡

天津村外一ヶ村 戸長 小西市郎右衛門、同郡内浦村外一ヶ村 戸長 杉浦萬次郎、朝夷郡西江見村外二ヶ村 戸長 岩波作太郎、同郡和田村外三ヶ村 戸長 石井若松、同郡御原村外二ヶ村 戸長代理 筆生押元久作 同郡白子村外四ヶ村 戸長 坐間源八」とあり、この地域の村々が一丸となって申請している模様が推察される。勿論、浜波太村はこの中の「天面村外四ヶ村」中に含まれる。

また、当時の組合の名称や事務所の位置については次のように記されている。「当組合ハ左ニ掲クル町村ニ住シ、各種漁業ニ（ 採藻ヲ含ム 以下同シ ）從事スルモノノ盟約ヲ以テ設立ス。朝夷郡 白子、海発、御原、白渚、真浦、和田、仁我浦、柴、花園、真門、内遠野、西江見、東江見、青木、吉浦、太夫崎、長狭郡 天面、浜波太、岡波太、貝渚、磯、前原、浜萩、天津、内浦、小湊、合計二十六ヶ町村。当組合ハ安房東海漁業組合ト称シ、事務所ヲ長狭郡前原町ニ置ク、但当分頭取ノ自宅ニ於テ事務所ヲ取扱フモノトス。当組合ハ各浦ノ旧慣ヲ存重、且本規約施行ニ便スル為メ、組合内ヲ分画シ、小組合ヲ置ク、其小組合区域及名称左ノ如シ。白子ヨリ岡波太マテ十九ヶ村 安房東海第一漁業小組合ト称ス、貝渚ヨリ小湊マテ合七ヶ村 安房東海第二漁業小組合ト称ス。（以下略）」

以上 21ヶ村、漁業者惣代人 33名の署名が確認され、旧慣を重んじる規約内容となっている。

ところが、この安房東海漁業組合は、創立の 2 年余後解散になり、新たに安房漁業組合連合が創設される（目録番号 9-298）。その時の経過や目的が次の史料によって知見される。

「事務ノ統一ト省費ノ目的ヲ以テ、安房三漁業組合ヲ聯合シ、安房漁業組合ト称シ從前ノ頭取・副頭取ヲ廃シ、更々總理・理事ヲ置キ、安房郡北条町町事務所ヲ設ケ從前ノ規約ニ従イ、事務取扱フ事ニ相成候間、此段及御通牒候也 明治二十四年三月 日 元安房東海漁業組合頭取平野秀太郎印」（目録番号 9-259）

上の史料から、事務の統一性と経費節約のため、從来の三つの漁業組合（安房西海漁業組合、安房南海漁業組合、安房東海漁業組合）が、連合して一つになって再出発したことが分かる。「規約は從前通り」というところが、その辺の事情をよく物語っていよう。「明治二十四年九月、残務整理及び収支決算報告書」が同史料中に綴られている。

次に、当時の漁業がどのように営まれていたかを示す史料も残されている。明治 22（1889）年 2 月 22 日、安房東海漁業組合頭取平野秀太郎より、安房平朝夷長狭郡役所第二課宛の上申書「明治二十一年度漁業採藻営業人員」（目録番号 23-46）が残っている。それらを分り易くしたのが、表 3 である。当時は、このような採藻営業人員（26ヶ村、総勢 426 人）に至るまで郡役所への報告が必要だったのである。郡役所・郡長は、明治 11（1878）年に創設され、大正 15（1926）年に廃止されるまで内務省と県令の監督下に町村を統轄し上命下達の任にあたった。このように、郡役所関係の書類が残存すること自体、明治・大正という時代の特色を物語つているともいえるだろう（『千葉県安房郡誌』66 頁）。

「明治二十一年度漁業採藻営業人員」(目録番号 23 - 46)

表 3

郡名	員数(人)	備考(各村人数内訳)
朝夷郡	187	白子 67、御原 1、海発 2、白渚 3、真浦 15、和田 44、仁我浦 0、柴 4、花園 0、真門 1、内遠野 5、西江見 5、東江見 7、青木 9、吉浦 15、太夫崎 11
長狭郡	239	天面 16、浜波太 27、岡波太 7、磯 1、貝渚 29、前原 5、浜萩 16、天津 95、内浦 18、小湊 25、
計	426人	26ヶ村

この他、「明治二十三年一月二十四日 遭難漁船取調記事」(目録番号 9 - 129)、領収書綴等(目録番号 20)も伝存する。領収書綴は、明治 22 (1889) 年～24 (1891) 年の 45 点(葉書代・筆代・脚夫日当等諸経費の受取)が一括綴じられている。また、明治 23 (1890) 年 11 月 28 日には気象台設立の建議が行われ、その下書き(目録番号 31)が残されている。

以上のように、いまだ初期的段階であったとはいえ、安房東海漁業組合が地域に果たした役割は大きく、それらは千葉県との折衝等からも読み取れ(目録番号 26)、上級機関のもとに下部組織が設営されていく状況が窺える。

この後、明治 34 (1901) 年、「明治漁業法」が発布された。これをうけ、同年 3 月 27 日、安房郡漁業組合聯合会(目録番号 51)が成立している。そしてこの年、千葉県漁業組合聯合会と、10 の郡漁業組合聯合会が成立している(『千葉県の歴史 産業経済篇』水産調 頁 788～804)。

3 浜波太漁業組合

この章では、本文書の名称にもなっている浜波太漁業組合がどのような団体であったのか、史料(936 点)を通して考えてみたい。

まず最初に浜波太漁業組合文書 936 点を(1)組合事務 726 点、(2)土地・漁業関係 104 点、(3)経済 54 点、(4)雑 52 点に分類し、さらに表 1 の順序に従い、税金、一般事務、公用文書、災害救恤、事業報告、土地、漁業、金融、営業、雑・その他に細分化した。

明治 27 (1894) 年、農商務省によって、水産事項特別調査が実施された。その時の報告書『水産事項特別調査』(東大農学部図書館蔵)によると、この海域では、鰯・鮪・秋刀魚・鰯・鮑が、主たる産物であった。また、製造物として、干鰯、乾鮑、鰯節等の名が挙げられる。

一方、明治 34 (1901) 年「明治漁業法」が施行されたことを受け、太海村では旧村名（大字名）を組合名称とした漁業組合（五団体）が明治 36 年中に成立している（表 4）。今回公刊の浜波太漁業組合は、明治 36 (1903) 年 6 月 10 日に成立しているのが分かる（目録番号 61、76）。

太海村の漁業組合員・員数一覧

表 4

	組合名称	地区	設立認可日	員数（明治 41 年）	員数（大正 11 年）	増減
1	浜波太漁業組合	太海村浜波太	明治 36・6・10	99	104	+ 5
2	岡波太漁業組合	同村 岡波太	明治 36・6・13	135	145	+ 10
3	吉浦漁業組合	同村 吉浦	明治 36・4・10	72	75	+ 3
4	太夫崎漁業組合	同村 太夫崎	明治 36・5・8	48	45	- 3
5	天面漁業組合	同村 天面	明治 36・4・9	100	106	+ 6
計				454	475	+ 21

参考 「産第八五三号 証明書（写）」（目録番号 76）

『千葉県水産組合連合会報』第 7 号千葉県水産組合連合会（協同組合図書資料センター所蔵）

『千葉県安房郡誌』302 頁（千葉県安房郡教育会 1926 年）

上表から、太海村においては組合員の員数が明治 41 (1908) 年から大正 11 (1922) 年までの間に 21 人増加していることが分かる。歴史的にみて、明治期は近代漁業模索の時期といえるだろう。しかしながら、この時期の最大の成果は明治 43 (1910) 年公布の「改正漁業法」(法律第 58 号)である。この漁業法が画期となって、大正期以降は汽船漁業や石油発動機が導入され漁業発展の時期をむかえるのである。そしてさらに昭和初期には大恐慌を経験するが、第二次世界大戦前までの漁業生産高は順調であった。

ところで、昭和期における漁業制度はどのように進行していったのだろうか。昭和 8 (1933) 年 8 月 28 日「改正漁業法」(法律第 33 号)が制定され、漁業協同組合として従来の事業に加え、組合自営が認められたことが大きな変化である。それでは、浜波太漁業組合の場合はどのようなものだったのだろうか。

昭和 16 年現在の実績調査では次のようにになっている。組織一保協（保証責任）、出資総額 12,240 円、出資払込済額 3,272 円、積立金 2,850 円、借入金 13,000 円、余裕金 4,440 円、組合員水産物生産高（鮮魚魚介 50,000 円・藻類 13,000 円・水産製品 21,500 円）とあり、組織設定改正後の状況を把握することができる（『全国漁業組合総覧』34 頁 全国漁業組合連合会 1942 年）。また、改正時の組合員数は次の通りである。

浜波太漁業組合（浜波太漁業協同組合）	組織設定昭和 11 年 12 月 15 日 組合員数 102 人
岡波太漁業組合（岡波太漁業協同組合）	組織設定昭和 13 年 11 月 5 日 組合員数 125 人
吉浦漁業組合（吉浦漁業協同組合）	組織設定昭和 11 年 11 月 27 日 組合員数 79 人
太夫崎漁業組合（太夫崎漁業協同組合）	組織設定昭和 11 年 12 月 10 日 組合員数 41 人
天面漁業組合（天面漁業協同組合）	組織設定昭和 10 年 6 月 30 日 組合員数 105 人
	合計 452 人

同史料により、浜波太漁業組合は昭和 11 年に組織設定が改正され、出資制の「漁業協同組合」となったことが分かる。

一方、昭和 13（1938）年 4 月 1 日「国家総動員法」公布、同 6 月 24 日国際捕鯨協会へ日本正式に加入、同 10 月 27 日全国漁業組合連合会設立、昭和 17（1942）年 1 月 7 日「水産物配給統制規則」公布、同 5 月 20 日「水産統制令」が制定され、全水産を統制治下に国家管理となった。

昭和 18（1943）年 3 月 11 日、水産漁業団体を一本化するための「水産業団体法」が制定され、一町村一組合が推進された。漁業組合は改組して漁業会・製造業会・道府県水産業会・中央水産業会となり、9 月 27 日に設立する。所謂、戦時体制というものである。これに伴なって太海村の前記五つの漁業組合は、昭和 18 年 9 月 4 日「太海漁業協同組合」として統合された。前出『千葉県水産要覧』（農林部水産課 1948 年）にも「太海村漁業会」として掲載され、「漁業会」として一本化していくことが分かる。

後にこの「水産統制令廃止」の勅令が実施されたのは、終戦の年、昭和 20（1945）年 12 月 1 日のことである。（年表 1）

（1）組合事務（庶務全般）

組合事務（庶務全般）のうち「税金」関係の史料は地租等の告知書や領収書、また、漁業税改正に関する記録も合わせて 216 点現存する。その内の告知書や領収書 197 点（目録番号 49-3、49-4、49-6）は、大正期に作成されたもので一括に綴り保管されていた。その他の漁業税改正に関する史料には、大正 15 年 11 月 25 日「漁業税改正問題協議会御通知」（目録番号 153-14、153-19）等があり、文書の内容は、「今回の改正懸案は当業者の期待を裏切り負担を増すばかりのもの、県の改正案

は実情に適せず」等と協議会の開催を伝えるものである（目録番号 153-7、153-9、153-20）。この他に昭和2、3年に作成された「漁業税都市別調査表」（目録番号 163-2）、「県税漁業税 課目 課額 個数 金額 明細表」（目録番号 163-13）がある。漁業税賦課や改正に関する文書からは、千葉県水産聯合会が各組合長を召集し協議した様子が窺われる（目録番号 163-21）。

この項目中最も多いのが組合内の「一般事務（庶務）」書類で336点を数える。雑多な種類が含まれているが主たるものは、「現金受払簿」「経費歳入歳出簿」「受取書」「決算書」等である。他に、「引継目録」（目録番号 141）、「庶務給与規定」（目録番号 88）、「郵便発送簿」（目録番号 97）、「大正四年 役員出勤簿」（目録番号 109）等がある。また、当時の組合内部の事情を把握するのには、歳入簿、支出簿に記入されている項目が役に立つ。これらは、経理担当者によって記入管理された書類が残ったもので、日常的な漁業組合の実態を知ることができる。それらは以下の5点である。

- ① 明治35年「支出簿」浜波太漁業組合（目録番号 53） 報酬 給料 旅費 通信費 備品費 入会漁業免許願書貼用印紙代 総会場借入料 小使給料 薪炭代
- ② 大正3年度「歳入」太海村浜波太漁業組合（目録番号 99-1）、事務所費 役員報酬 事務員給料 旅費 備品及消耗品費 通信運搬費 雜費 会議費 総代会費 諸税 地税 登記料 安房水産組合負担金 衛生費 予備費
- ③ 大正10年度「予算金受払簿」太海村浜波太漁業組合（目録番号 131）役員報酬 書記雇入費 旅費 備品消耗品 通信運搬費 電灯料 組合事務所新築工事費 雜費 電灯株買入費 地租其他 登記料 負担費 衛生費 救助費 修繕費 苗木植付費 青年夜学奨励費 海土養成費 会議費 予備費
- ④ 大正15年度「経費歳入簿」太海村浜波太漁業組合（目録番号 161）、鰯網特別料金
- ⑤ 昭和4年度「歳出簿」太海村浜波太漁業組合（目録番号 167） 役員報酬 書記給料 旅費 備品及消耗費 通信運搬費 修繕費 雜費 諸税 負担費 遭難救恤 道路修繕費 苗木植付費 青年夜学費 外灯費 会議費 資金貸付 借入利子 基金及救恤資金積立 予備費 等が記載されている。

上に示された項目によって、組合内の庶務的出入は一目瞭然だが、「組合事務所新築工事費、苗木植付費、青年夜学奨励費、海土養成費」（目録番号 131、167）等興味深い支出項目もある。また、昭和4年度「歳出簿」（目録番号 167）には、資金貸付、借入利子、組合員配当金、基金及救恤資金積立の科目が増え、多くの業務に関わる漁業組合の多機能化現象が読み取れる。

次に、浜波太漁業組合の「決算書」が5点残されているので紹介しておきたい。編年順に示すと次のようになる。

- ① 明治37年2月17日「安房郡太海村浜波太漁業組合明治三十五年度歳入出決算」（目録番号 59）、② 明治37年2月17日「安房郡太海村浜波太漁業組合明治

三十六年度歳入出決算」(目録番号 59)、③ 明治 39 年 10 月 8 日「安房郡太海村浜波太漁業組合明治三十七年度歳入出決算」(目録番号 64)、④ 明治 39 年 10 月 8 日「安房郡太海村浜波太漁業組合明治三十九年度経費収入予算書」(目録番号 65)、⑤ 明治 42 年 4 月 8 日「安房郡太海村浜波太漁業組合明治四十年度経費収入支出決算書」(目録番号 69-2、67) 等。これらの史料により、当時の歳入・歳出の「予算高・決算高」を知ることができる。

ところで、太海村浜波太漁業組合の成立は、制度的には明治 36 年に設置免許され、同 37 年に漁業組合予算が認可された時に求められる。上記①の史料(目録番号 59)の残存から、すでに、認可以前から組合的な組織が存在し稼動していたと考えられる。この点について、一般的には、「明治 12 年頃には漁業組合名称のものが各地漁村に結成された」とみられているので、浜波太漁業組合もその一つではなかったかと思われる。

史料(目録番号 64、69-2)によると、これらの決算書は組合長(安房郡浜波太漁業組合長 理事飯高周太郎)が作成し郡役所(安房郡長 太田資行)に報告された。明治 42 年に作成された「明治四十年度経費収入支出決算書」(目録番号 69-2)には、次のような議決文書が添付されているので付記しておきたい。

「明治四十二年四月八日午前拾時、浜波太漁業組合総会ヲ山ノ堂ニ開キ左ノ件ヲ議決ス。一 組合財産ノ有無、一 事業ノ有無、一 基金積立及ヒ余剰金分配ノ有無、一 監事ノ意見ノ有無、午後一時、一同着席、理事飯高周太郎議長トナル。議長開会ヲ報シ左ノ如ク議決ス。一 組合財産ナシ、一 事業ナシ、一 基金ノ積立ナシ、一 余剰金ナシ、一 監事ノ意見ナシ 明治四十二年四月八日 理事飯高周太郎㊞、同 鈴木伊之助㊞、同 鈴木傳治㊞」があり、この段階では全てが「ナシ」となっている。

その他に組合会則(目録番号 153)、通常総会日程(目録番号 153-49)、規則改正一件(目録番号 181、186)、総会報告(目録番号 100-4)、規約変更決議録(目録番号 128-5、128-6、153-39)等 20 点も庶務的な文書の中に含まれていた。

大正 15(1926) 年 11 月 5 日、漁業組合統一機関の設置が急務とされ「漁業中央組合会」が設立された、その関連史料(通知、会則、設立趣意書、漁業中央組合会定款案)が残っている(目録番号 153-16~153-18)。「漁業組合中央会会則案」(目録番号 153-17)によると、「本会は、全国の漁業組合及漁業組合連合会を連絡し、漁業組合及漁業組合連合会に関する事業の発達を図るを以て目的とす。本会は、前条の目的を達成する為左の事項を遂行するものとす。1、全国大会 地方大会 2、研究会 講演会 講習会 3、印刷物の発行。本会は、漁業組合及漁業組合連合会を以て組織す(略)」とあり、全国的な漁業組合統一機関設置の動きがあったことを知り得る。

公的機関からの通達(下達文書)や組合側からの上申文書を、ここでは「公用文書」とし分類した結果、50 点保管されていた。注目すべき史料として、明治 45(1912) 年 2 月 12 日「產第八五三号 証明書」(目録番号 76)がある。この文書は写だが、浜波太漁業組合の正確な設置年月日(明治 36 年 6 月 10 日設置免許)を伝える貴重な史料である。次に本文を掲げる。「產第八五三号 証明書 浜波太漁業組合 右ハ明治三十六年六月十日設置認可ヲ与タル漁業組合タルコトヲ証明ス 明治四十

五年二月十三日 千葉県知事告森 良」とある。その他には、大正 2 (1913) 年 2 月 7 日「千葉県令第七号 漁業組合財務規程」(目録番号 86)、昭和 23 (1948) 年 11 月 10 日「福豊水試第七四九号 事業報告書の送付について」(目録番号 174)、大正 2 (1913) 年 1 月 12 日「税第八号 営業税届提出の旨伝達」(目録番号 82)、大正 2 (1913) 年 1 月 14 日「勸第七号 農商務省主任官、組合視察出張につき」(目録番号 84)、明治 37 (1904) 年 5 月 20 日「勸収第六十四号 明治三十七年度漁業組合予算認可申請書等提出の件につき」(目録番号 61)、大正 6 年 7 月 20 日「県令第 34 条 土木費補助規則改正など」(目録番号 100-6)、大正 15 年 5 月 29 日「株式競売通知書 東京区裁判所」(目録番号 153-64、153-65)、大正 12 (1923) 年 8 月 7 日「勸第一七四号 漁業組合基金利用に関する件」(目録番号 142-4) などが残されている。このような史料から、漁業の進歩、漁村・漁民の生活向上、資源保護等官民相互の努力を読み取ることができる。

ところで漁業組合は、「災害・救恤」とはどのように関わっていたのだろうか。ここには、衛生、安全対策も含めて 89 点の史料が残存する。

大正 12 (1923) 年 10 月 22 日、関東大震災被害状況とそれ以後の大暴風雨被害状況調査依頼が県水産試験場から組合に通達された。その回答として、「当漁業組合の災害左の御報告申上候九月一日の震災に於ては被害之無く、其の後十月十日の暴風波の為松本治三郎所有小船 1 艘流失致せし外、格別の被害も之無候間、右御通知申上候也 十一月十八日 太海村浜波太漁業組合」という報告書がなされ、当組合において関東大震災では指したる被害がなかったと書き記している(目録番号 142-1~142-3)。震災による不具者調査依頼(目録番号 142-12)も伝存し、当時の社会状況が推測できる。震災によって、房総の南部では海底が隆起し実際に漁船の出入に困難をきたす漁港もあった。

大正 6 年 2 月 7 日、伝染病コレラ予防につき、「区長會議事項」が配布された(目録番号 120)。大正期においてコレラに罹ることは死を意味するほどの恐怖であつたから、漁船での予防対策は厳重であった。大正 14 (1925) 年 9 月 9 日、太海村駐在巡査より、組合長宛に「コレラ病予防施設督励方ノ件」が通達されている。それによると、「一、出漁の際は、必ず便器及び吐瀉物を容るゝ桶又は甕を持参し、吐物又は糞便を海中に散乱せしめざること 二、病者を発見し又は同乗者の発病した時は、必ず組合長、役場、又は駐在所へ急速報告せしむること 三、海水にて食器又は食物を洗わざること 四、出漁中、生魚を食わざること」(目録番号 148-42) とあり、具体的な対策を記しその予防に当たっている。

また、大正 14 年 9 月 11 日「コレラ病予防ニ関スル件」(目録番号 148-31) によると、「コレラ流行、白浜村・西岬村・西銚子・飯岡に患者散発、東京方面では新患者続出、神奈川県の一部では、海水使用及び漁業禁止、東京市場における魚価格の暴落は漁業者及び取引業者を困惑せしめるものなり」として、新規発生の撲滅を訴えている。

大正 6 年 12 月 6 日、組合長宛遭難救恤資金に関する通知(目録番号 121-3)も残されている。漁業組合では遭難救恤に熱心に取組んだことが窺われる(目録番号 148-3)。昭和 2 年 10 月 「^{明神丸}_{新郎丸} 遭難者遺族救済義捐金募集収支計算書」(目録番号 163) には、遭難者・義捐者の名が掲載され、義捐金合計 4,131 円 20 銭が集

金されたこと、また、遭難者遺族 16 人に対し 1 人当たり金 120 円宛贈呈されたことが記されている。安房郡漁業遭難救済会（安房郡水産会内併設）が相互救済として特別賛助会員を募っている史料も見ることができる（目録番号 163）。遭難し死去した場合は、水産会より弔慰金が下付されたことが次の史料から分かる。「遭難弔慰金下付申請 安房郡太海村浜波太 漁夫山口福松、同所 漁夫山口保太郎、右大正十三年三月九日、当港ヲ出漁シ同日俄然暴風雨ニ遭遇シ漁船転覆シ両名ハ流失溺死行方不明、漁船ハ同郡天津町海岸ニ漂流致シタルモノニ有之候条弔慰金御下付被下度及申請候也 大正十三年三月 日 安房郡太海村浜波太漁業組合長 鈴木米蔵千葉県水産会長 斎藤守国殿」（目録番号 128-53）とあり、遭難者や遺族に手厚い。

昭和 3 年 11 月 23 日、安房郡水産会より搜索依頼状「遭難漂流漁船搜索救助方依頼ノ件」（目録番号 163-4）もある。「白浜村早川友吉所有秋刀魚漁船海友丸が去る 17 日白浜沖合に出漁中遭難、幸い乗組員は全員救助されたが、船体・碇 3 丁・網 25 張、其の他道具を流失候趣を以て、白浜村漁業組合長から搜索救助方依頼ありにつき、」というもので、郡下の漁業組合に呼掛けた。海上での遭難に対しては援助や協力を惜しまなかつた漁業者間の連携を感じ取ることができる。

当組合員漁船遭難者調査報告書（目録番号 128-8）

大正 9 (1920) 年 10 月 10 日浜波太漁業組合 表 5

No.	遭難年月日	遭難者氏名	漁船名(漁)	遭難したと思われる海域	遭難者遺族住所氏名
1	明治 41 (1908) 年 1 月 30 日	鈴木 庄	鮪縄船	銚子沖合	太海村浜波太 鈴木 若松
2	明治 41 (1908) 年 1 月 30 日	堀口 捨松	鮪縄船	銚子沖合	太海村浜波太 堀口 治郎
3	明治 41 (1908) 年 1 月 30 日	鈴木 若松	鮪縄船	銚子沖合	太海村浜波太 鈴木捨次郎
4	明治 41 (1908) 年 1 月 30 日	石川 三平	鮪縄船	銚子沖合	太海村浜波太 石川 長
5	明治 42 (1909) 年 12 月 29 日	濱崎 音吉	鮪縄船	和田沖合	太海村浜波太 濱崎 若松
6	明治 43 (1910) 年 3 月 12 日	鈴木文五郎	鮪流網	九十九里沖合	太海村浜波太 鈴木 若松
7	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	松下松之助	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 松下伊勢松
8	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	山本 岩吉	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 山本 金松
9	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	林 寅吉	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 林 岩吉
10	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	野口 熊吉	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 野口吉五郎
11	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	大谷鉄之助	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 大谷 五郎
12	明治 43 (1910) 年 11 月 15 日	浅井 音吉	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 浅井 金松

13	明治 44 (1911) 年 3月 6日	瀬口八治郎	鮪縄船	跳子沖合	太海村浜波太 濑口宇之吉
14	明治 45 (1912) 年 2月 12日	鈴木 勝	鮪縄船	上総沖合	太海村浜波太 鈴木長之助
15	大正 5 (1916) 年 12月 25日	山本傳之助	蛸縄船	上総豊濱沖合	太海村浜波太 山本 金松

上の表5は、安房水産組合主催「安房郡漁船遭難者追悼会」(大正9年11月17日～11月22日)の際報告された、浜波太漁業組合の組合員遭難者氏名一覧である。この時期、本組合において、7件15名の遭難事故があったことが報告されている(表5)。

他に、「事業報告(漁況等)」に関する史料が35点残存するが、それらの多くは、千葉県水産試験場(安房郡那古町)が作成し、組合へ送付したものである。抑々、漁法・漁具の変化や漁場の拡大化、動力船(発動機)の普及や養殖への進行といった事情に対応するため、明治36(1903)年、勝浦町に県立水産試験場が設立された。これに引き続いて明治39(1906)年には、漁業者養成所とも言うべき水産講習所(那古町)が設置された。これらは、大正5(1916)年には合併し水産試験場として一本化され、漁業関係の研究機関として存立した。その試験場から届けられた史料には次のようなものがある。

大正7年5月24日「ふさ丸漁況報告 第一報」、大正7年7月3日「ふさ丸漁況報告 第五報」、大正6年8月6日「ふさ丸漁況報告 第六報」、大正7年2月12日「深海漁業並ニ鮪漁業報告 第一報」、大正7年3月27日「深海漁業並ニ鮪漁業報告 第五報」、大正6年11月7日「ふさ丸秋刀魚漁況報告 第二報」等、漁況報告が多く残されている(目録番号123、121)。漁業者にとっては重要な情報だった(目録番号153、163、106)。

(2) 土地・漁業関係

土地、土木、普請、絵図等「土地」に関する史料は45点を数える。作成日は不明だが、浜波太村と岡波太村の絵図15点が一括保管されていた(目録番号175)。大正9(1920)年7月12日、浜波太漁業組合長鈴木伝治が千葉県知事折原己一郎に、「安房郡太海村浜波太大字ヲク百四拾四番ノ壹 宅地二十一歩を価格五十円を以て、本村浜波太川上はるより買入、大正九年七月七日登記をしたこと」(目録番号128)を報告している。組合が土地を購入・登記の報告である。大正13年8月2日、土地を取得するため寄付を募った「浜波太寄付連名」(目録番号178)と漁場図(目録番号179)もある。

大正13年4月「井泉試掘補助金申請関係綴」4点(目録番号139)がある。井泉試掘工事には公機関から補助金が支給された。大正13(1924)年4月7日「県布達衛第1944号」(目録番号128-52)では、工事費204円の補助金を認可している。このような処置は、政府の政策の一端であった。この他にも、井泉試掘に関する史料(目録番号128-30・31、128-50・51)がある。

これら以外にも、土地に関する史料(目録番号153、106、128、66-6、66-9、148-19)が残存するので参考史料として多いに役立つ。

次に、漁獲・採藻・漁業権・争論・漁船等「漁業全般」については、59点残されていた。漁獲関係の史料は大正期のものが比較的多い。漁場の拡大化や漁船の動力化など、技術的進歩とその普及により、漁業の方法自体が変化しつつあったことによるものであろう。太平洋岸（外房）では、一般的に沿岸漁業から沖合漁業へと発達していったが、この一方で浜波太では磯根漁業が主たる漁業であったため、鹿尾菜、若布等の採藻記録が多数残される結果となった。そういう点がこの地域の漁業の特徴であるともいえよう。すでに潜水器の使用は明治期より見られたが、大正期に入り発動機の使用が活発化したことを次の史料が伝えている。大正5年(1916)2月21日「安水第94号 漁船発動機用経由ニ関スル件通牒」(目録番号128)がそれである。「近時歐州戦乱ノ影響ヲ受ケ灯油騰貴ノ結果、漁船発動機用経由ノ価格著シク騰貴シ、且ツ供給ノ円満ヲ欠キ(略)」というわけで、「水産組合、漁業組合、購買組合又は其ノ地方ノ有力者ヲ代表者トシテ購入団体ヲ組織し、石油会社ト直接ノ取引ヲ開始スルコト(略)」となっている。ここにいう「歐州戦乱」とは、第一次世界大戦を指すことは言及するまでもない。

また、漁業組合は、明治43(1910)年の「漁業法の改正」により、これまでの組合のあり方とは異なる、つまり、漁業権の共有だけでなく、共同貯金、漁具の共同購入、漁業権の貸付、遭難者家族の救助、漁業施設の設営、修繕等、共同で事業を行うことができるようになった。この傾向は漁業組合の進歩、合理化の兆しとみてよいであろう。

さらに、大正5年8月18日「安水第117号」によると、「漁村の維持經營ニ必要ナル施設事業ニ関シテハ千葉県水産会本年度予算中同奨励費ヲ計上セラレ、(略)之ヲ選定ノ上奨励金交付ノ見込ミナル趣キ通牒有之候条」(目録番号128)とあり、共同販売所、共同製造所、船揚場、暴風警報信号標、干し場等の設置や水産動植物の繁殖保護施設等には、安房郡水産会へ申込むと奨励金が交付されると記されている。

この頃の漁業組合は漁業権の貸付を行なったが、この貸付代金も漁業組合(組合員)の収入源となった。興味ある史料が残っているので紹介しておきたい。

大正六(1917)年十一月二十日「鹿尾菜及び若布刈取権配分控帳」(目録番号112-3)

大正六年十一月二十日ヨリ向満五ヶ年間鹿尾菜及び若布刈取権ヲ一任シタル金配分シタルヲ控置ケ

鹿尾菜五ヶ
一、金四百八拾八円也 年間ノ代金也

一、金五拾八円也 若布代金

計 五百四拾六円也

右金組合員壱百四名ニ配分ス

壱名ニ付

金五円ツゝ配当ス

配当金計五百式拾円也

差引金式拾六円也 残金

内 金四円四拾銭也 江沢館ニテ三
回、会議の費用

同 金式拾壹銭 印紙代

同 金拾五銭 紙代

同 金式拾銭 会議の費用

差引メ金式拾壹円也 改残金

一、金 式拾壹円 鹿尾菜残金 滝口預り

一、金 八拾銭 ハバ代 預り

メ金七十七円九十五銭

この控帳には、貸付代金 546 円を、組合員 104 名に一人 5 円宛、配当したことが記録されている。貸付先が明記されていないので、貸した相手は不明である。漁業権の賃貸借は戦後の新漁業法では不可、旧漁業法では認可されていた。

この他に、大正 5 (1916) 年 4 月 19 日「鹿尾菜取帳」(目録番号 112-1)、大正 6 (1917) 年「鹿角草刈控」(目録番号 112-2) 等、採取状況が詳細に記された貴重な史料が現存する。

また、この地域で最も利益率の高い鮑採取権に関する文書も残されている。明治 45 (1912) 年「鮑採集権売買約束証」(目録番号 78) や、「鮑採取権譲渡一件について書状」(目録番号 142) が残存する。また、大正 11 (1922) 年 3 月 30 日、太海村浜波太漁業組合長鈴木伝治から県知事宛の「報告書」と「決議録」(目録番号 128) は、鮑採取権について平野家と組合側との複雑な関係を伝えている。

漁業権をめぐる平野家と浜波太村の対立は幕末の頃からあり、明治初期、平野家は鮑を除く全ての漁業権を放棄し、採鮑権については、平野家と村とで折半された。明治 42 (1909) 年には、組合と平野家の双方に専用漁業権が認可されている。大正 15 (1926) 年には、平野家・浜波太漁業組合・岡波太漁業組合三者の専用漁業権を一つとし、入札をして 3 ヶ年を一期として賃貸のかたちをとっている。各々の収入配分は、平野家 45%、浜波太漁業組合 45%、岡波太漁業組合 10% と取り決めたと

ある。（「平野仁右衛門家文書」164『千葉県の歴史 資料編 8』562 頁）

この後、大正 13（1924）年、国鉄「太海駅」が新設され、仁右衛門島の観光化が進行し現在に至っている。昭和 14（1939）年、平野家は浜波太漁業組合へ採鮑漁業権を譲渡、組合側から七千円の謝礼が贈呈されている。ここにおいて、平野家は島周辺の漁業権を全面放棄したと記されている。（「千葉県地域史料現状記録調査報告書」第 4 集 鴨川市平野仁右衛門家文書 1998 年）

漁業権を譲渡し組合側と和解した平野家占有の仁右衛門島はその後、頼朝伝説と風光明媚な島として観光客を集めている。

その他、専用漁業権に関する史料として、昭和 3（1928）年 9 月 25 日「専用漁業権期間更新手続ニ就テ」（目録番号 163-22）、大正 9（1920）年 10 月 15 日「報告取消申請」（目録番号 128）等、手続きに関するものも現存する。

台網漁業に関する史料も散見される。台網漁業とは、台網を使用して行う定置網漁業のことである（金田禎之『日本漁具・漁法図説』成山堂書店 1197 年）。大正 15（1926）年 4 月 20 日「小台網漁業ニ関スル件」（目録番号 153-80、153-87、153-97、153-98、145）がある。

大正 13（1924）年 6 月 5 日「小台網漁獲明記」（目録番号 36）、大正 13（1924）年 4 月「小台網人夫仮控」（目録番号 146）もあり、当時の人夫代の相場も分かる。昭和 3（1928）年 4 月「小台網払下ヶ願」には、「去ル大正十三年度（自六月至八月）貴場及小生等共同ニテ施行致候小台網漁業試験ニ使用ノ漁網式統分貴場ニ於テ御使用無之候ハハ小生等ニ於テ購入希望ニツキ特別ノ御取計ヒヲ以テ御払下ヶ相成度此段及御願候也 追而右網地一統ノ大部分ハ試験中破損流失ノタメ貴場及小生等ニ於テ新規網地ヲ共同購入ノ上補修シタルモノニツキ申添候也 昭和三年四月 安房郡太海村浜波太漁業組合員 飯高周太郎㊞ 鈴木米蔵㊞ 他 2 名 千葉県水産試験場長農林技師笛子浩殿」（目録番号 163）とある。台網は、現在では、ほとんど残っていないが、当時としては貴重で高価な漁網であったことが窺える史料である。浜波太では、主として鰯漁に用いられた。

注目すべきは、資源保護の考え方が存在したことである。当時、伊勢蝦や鮑等の水産動物に対する採捕規制があった。資源保護の考え方は早い時期から萌芽していたことが推察される。この文書は作成日付がなく、下書・断簡と思われるが貴重な史料の一つである。伊勢蝦と鮑の「漁獲期間と大きさ」を規定したもので違背者には罰金が課せられるという厳格な内容になっている（目録番号 190）。

次の史料は、搗布（カジメ）採取の史料である。「目下歐州戦乱（第一次世界大戦）の為、薬品は非常なる騰貴を来し、従って沃度製品の如きも亦予想外の高価を示すようになったので、この期を逸せず大正六年四月一日より向五ヶ年間搗布採取権を入札方法に依り、貸付したいと考える」（目録番号 106-34～106-38、114、77）というわけで、このころ、ヨードの原料である搗布（カジメ）や海藻灰（ケルプ）の需要が拡大した。そこで、需要の拡大に応じて、向こう五ヶ年間搗布採取権を入札方法により貸付けるというものである。搗布採取に関しては、大正 5 年 4 月 23 日「契約書、委任状」（目録番号 113）が保管されている。特記事項として、搗布・若布

などの海藻類は、しばしば漂流物として海岸に打ち上げられる。そのため、その帰属・分配をめぐっての史料も現存する。

この他に、大正7年4月15日、鳴海漁業組合・川津漁業組合から差し出された、浜波太漁業組合理事長宛「漁業期決定通知」(目録番号100-1)や大正4年1月4日「大敷網敷設に関する通知書等」(目録番号100-2)も残されている。このような史料から、大正時代の漁業・漁法は確実に近代化し発展していたことが分かる。

(3) 経済

「金融」に関するものは、金銭の貸借関係、銀行、株等を含め29点を数える。

それらは次のような史料である。

明治36(1903)年4月8日「証書」(目録番号56)、明治36年旧1月24日「借用証」(目録番号55)、大正9年7月7日「売渡証」(目録番号128-1)、同年7月12日「宅地売買の件報告書」(目録番号128-2)等借金に関する史料がほとんどである。

当時は、大口・小口を問わず、少なからず、漁業者は資金の融通を受けていた。その貸付は、仲買人や魚問屋を中心に行っていた。その場合、当然のことながら漁業者側が不利な立場に置かれることが多い。借り入れ先へ時価より低価格で漁獲物を販売し、借金はその時に差引かれたからである。

明治43(1910)年、漁業法が改正になり、各地の組合では信用事業を開始している。明治44(1911)年の統計によると、漁業組合に21万7千円の融資が行われている(大蔵省『明治大正財政史』13巻)。漁業界における金融行政の進歩とみることができるだろう。

ところで、漁業組合から融資を請け、団結して困窮状態に対処している様子が当所蔵文書の中から窺える。大正9(1920)年9月3日「組合員へ金三百円貸付の件、(決議録、借用証)」(目録番号128-3、128-4)等である。

貸付(融資)に関しての史料としては、大正11年4月2日「決議録(貸付)」(目録番号128-22・23)、昭和3年2月6日「漁業奨励資金貸付ニ関スル件」(目録番号6-107)、昭和2年3月29日「漁業組合低利資金所要額調査ノ件」(目録番号163-89、153-72)、同年10月4日「歳計現金預入ニ関スル件」(目録番号163-33)等が残存し参考になる。

この他に、大正14(1925)年4月21日「為替手形、期日通知、房州銀行等」(目録番号142-11-1~142-11-4、142-9-2、142-9-3)、大正14年6月8日「帝国電燈株受入金」、同年6月10日「千葉県水産会社配当金通知」(目録番号142-15)、大正15年2月3日「電燈株」(目録番号157-6)、昭和2(1927)年5月5日「千葉県水産株式会社配当為替券送付通知」(目録番号164-2)等民間の金融機関との関わりも示す史料も伝存する。

ここでは、不漁のため組合予備費から組合員へ貸付が行われた事実を伝える史料(2通1組)を紹介しておこう。

1) 大正十一（1922）年四月二日「決議録」(目録番号 128 - 22)

決議録

大正十一年四月二日、左ノ件議定ノ為メ本組合總代会ヲ本組合ノ仮事務所ニ開会ス

議定事項

本組合大正十一年度予備費中ヨリ、金壱千參拾円組合員へ貸付ノ件、

大正十一年四月二日、午後二時總代員松下兼吉、鈴木文次、磯崎三平、中沢福蔵、山野金五郎ノ五名、全部出席セルヲ以テ、組合長鈴木傳治議長トナリ開会ヲ告グ、議長曰ク、本日開会セシ磯崎三平外四名ヨリ目下不漁ニツキ本組合予備費中ヨリ金壱千參拾円を大正十二年三月三十一日迄、組合員へ貸付セラレタシト申込マレタリ、不漁ノ折柄組合員モ生活困難ナルベシニ付、御賛成アリタシト述ブ、満場賛成ス、議長満場賛成ニ付原案ニ決スト告グ、議長議定事項終了ニ付閉会ヲ告グ、時ニ午後三時拾分、右、議事ノ顛末ヲ錄シ朗読ヲ經テ署名捺印ス

大正十一年四月二日

太海村浜波太漁業組合

組合長 鈴木 傳治印

總代員 磯崎 三平印

同 上 鈴木 文次印

同 上 松下 兼吉印

2) 大正十一（1922）年四月二日「借用金円証」(目録番号 128 - 23)

一 金壱千參拾円也

右は、今回当太海村浜波太漁業組合員不漁ノ為メ生活困難致居リ候折柄我々代表者ト相成リ貴組合ヨリ頭書ノ金円、來ル大正十二年三月三十一日迄借用候所実正也、然ル上八期日無相違返却可仕候、借用証書如件

大正拾壹年四月二日

安房郡太海村浜波太借用入 松葉 音次郎印

同郡 同村 同 鈴木 米 蔵印

同郡 同村 同 花戸 乙 松④
他 7 名

安房郡太海村浜波太

太海村浜波太漁業組合御中

この時期、上記の史料によって組合の予備費から、臨時的ではあるが組合員に貸付が行われたことが知られる。組合内で「貸付」という金融行為があつたことが注目されるが、一方において、組合自体に資金的余裕ができてきたと評価することもできる。

次に、川上はる（漁業組合員）が宅地を浜波太漁業組合に売渡した大正 9 (1920) 年 7 月 7 日「宅地売券」（目録番号 128 - 1）がある。この史料は、組合に土地を買い取るほどの資金力がついてきたことを示すものと言えよう。宛名に「員主 太海村浜波太漁業組合御中」と記されている点が注目される。

さらに、購売・購買・魚市場等「営業」に関する文書が 25 点残存する。大正 6 (1917) 年 6 月 24 日に作成された安房郡曇町平館共同魚市場文書 4 点（目録番号 124）、大正 11 年 4 月 1 日「海藻買入記載簿」（目録番号 132 - 1）、同「海藻売扱記入簿」（目録番号 133）、同「海藻 金銭 関係 受扱簿」（目録番号 134）、大正 11 年 8 月吉日「海草買入」（目録番号 137、135）、大正 15 年 11 月 20 日「売上代金送付ノ件」（目録番号 153 - 15）等である。全体的にこのような文書の所蔵数は少なく、漁業組合の活動の中に占める営業の役割がいまだ低い段階であったことを示しているといえよう。

大正 11 年 4 月 1 日「海藻買入記載簿」（目録番号 132）には、海藻の種類、買入単価が記され当時の市場の様子が窺われる。買単価は 1 貫目につき、大葉 10 銭、海草 25 銭、天草 25 銭、根草 15 銭、角又 14 銭、千角又 42 銭等である。

また、明治 27 (1894) 年 7 月の日付をもつ「魚仲買商規約書」（船橋市西図書館所蔵）も当時を知る好史料となっているが、大正 6 (1917) 年に浦の魚商組合（魚市場）から組合に送付された書状が残されているので、それをそのまま次に紹介したい。

「肅啓 時下薄暑ノ候、各位益々御清栄ノ段大慶ノ至リニ奉存シ候、陳者今回當平館浦魚商組合ハ時勢ノ進運且漁業ノ發展ニ伴ヒ當浦ヘ入港漁船ノ漁獲物ニ對シ共同魚市場ヲ設置シ専ラ競争入札ニ付シ売買被致候事ニ決議シ、既ニ家屋工事ノ請渡入札ヲ實行仕リ、夫々準備中ニ有之新築落成ノ上、來ル十月一日ヨリ當市場業務ヲ開始仕リ、漁業者ノ福利増進ヲ旨トシ、極力懇切ニ御取扱可申候間、何卒御入港ノ際ハ旧ニ倍シ各位ノ御庇護ヲ賜リ、統々漁獲物御競売ノ程、偏ニ奉希望候、

乍憚各漁業者一同へ右御伝達ノ程、重ネテ願上候、先ハ御披露旁如斯ニ御座候 敬具 大正六年六月二十四日曇町平館 魚市場 漁業者各位御中」(目録番号 124-3)、とあり魚商組合との関連も伝わってくる。

4 水産会

「水産会」に関する文書は全てこの項目中に入れた。その結果、183 点になった。水産会は、既述の村役場文書や漁業組合文書の場合とは異なった漁業者の集団（組織）である。明治 14 (1881) 年 9 月、大日本水産会創立の主旨と会則が起草されたが、創立当初は漁業者というより、水産の興隆を図ろうとした識者の集団であった。後に大日本水産会の庶務責任者となる蜂谷昌勝らが中心になり、東京都文京区本郷に水産社を作り刊行物を通じて水産業発展を期する運動であった。しかし、最初は漁業者の賛同を得られないというのが実状であった。

この一方で、同 14 年 11 月、千葉県で第 1 回水産会が開催され、この時に賛同者が百余名に増えた。そしてついに同年 12 月 17 日、水産業の啓蒙団体として大日本水産会総会が開かれ、翌明治 15 (1882) 年 2 月 12 日大日本水産会が設立された (『日本水産通史年表』578 頁 水産社)。大日本水産会の創立に千葉県の水産会の寄与が大なるものであったことはいうまでもない。(創立当初の会員数は全国で 471 名であったが、内千葉県の会員数は 60 名であったから、全体の 12.7% をしめていたことになる。) 大日本水産会の創立目的を見ると、「各地各人共同親睦して、汎ク水産上ノ経験智識ヲ交換シ、専ラ水産ノ繁殖改良ヲ謀ル」(会則) とある。民間の自主的な活動を助成し水産業の興隆を画したのである。千葉県水産会は、明治 35 (1902) 年に千葉県漁業組合連合会と合併し「千葉県水産組合連合会」となった (『千葉県の歴史』資料編 産業経済 1 805 頁)。

千葉県における水産会の事業活動は、各種講習会（講演会 品評会 即売会 蕃殖保護指導など）・養殖事業奨励・協同施設等で、このような活動が水産会の一般的な仕事であった。

関係文書は次の通りである。明治 6 年 9 月「漁業視察報告」(目録番号 126)、大正 7 年 6 月 19 日「安水第 95 号、発動機検査ノ件」(目録番号 121-1)、大正 6 年 2 月 7 日「安水第 30 号、団体視察ノ件」(目録番号 121-2)、大正 6 年 3 月 22 日「安水第 70 号、県外視察中止ニ関スル件、通知」(目録番号 121-4)、大正 6 年 3 月 23 日「安水第 73 号、石花菜繁殖場海底掃除ニ関スル件」(目録番号 121-5)、大正 6 年 12 月 10 日「安水第 138 号、記念品送呈の件につき」(目録番号 121-6)、大正 6 年 3 月 28 日「安水第 73 号、評議員推薦ノ件 通牒」(目録番号 121-7)、大正 6 年 7 月 20 日「県令第 34 号、土木費補助規則改正の件につき」(目録番号 100-6)、大正 9 年「第 2 回安房郡物産共進会規則」(目録番号 130-1)、同年「第 2 回安房郡物産共進会出品規定」(目録番号 130-2)、無年号「水產品評会地方委員嘱託状」(目録番号 24-7) 等多岐にわたって活動しているのが分かる。

おわりに

「浜波太漁業組合文書」総点数 1930 点を作成日をもとに時代区分し、パーセンテージで表すと次のような。江戸期 0.4%、明治期 35.6%、大正期 42%、昭和期 5%、その他（無年号）17%である。作成日付のないものが多いので概算だが、保存量の大方の傾向は把握できるものと思われる。既述の解説で明らかのように、この「浜波太漁業組合文書」は、組合内部の庶務的な文書がほとんどであった。

また、いまだ漁業組合が設立されていない時期の村方文書と漁業組合文書とが混在して同じ箱の中に保管されていた事実は、「漁業組合の誕生」という歴史的意味を明示するものであった。

抑々、明治期の役場の建物は、それ専用に新築されるというケースは少なく、戸長自宅の一部が役場になった。「何々町村戸長役場」の看板を掲げて、そこが役場になっていたのである。明治 21（1888）年「市町村制」が公布され、以後、戸長役場は廃止され事務は町村役場へと引継がれた。この町村役場に引継がれた所蔵の史料を、今回の整理の結果、「浜波太漁業組合文書」という文書群の中に位置付け、さらに、公布や布達が画期となって、歴史が進行していくその具体相を窺うことができたのである。また、漁業組合がその地域の漁業者に果たした役割も十分に評価できるものであった。

総体的に、漁業現場（操業）の状況を示す漁獲・漁撈の史料は少なかった。また、戦時体制下、統制経済が布かれた時期の漁業組合（漁業会）の実情を具体的に示す史料も見当たらない。

ところで、昭和 20（1945）年終戦直後、日本の漁獲高は 175 万トンに減少した。遡って同 11（1936）年には 397 万トン水揚げされているから、10 年前の半分にも満たないことになる（『漁獲量累年統計表』農林省統計調査部編）。その原因は海外漁場のほとんどを失い、軍用として徴用された漁船の多くを失ったことによる。また、当時の日本の漁業は、沿岸の零細漁業者から遠洋漁業をする資本家までさまざまな漁業が日本独自の「漁業法」に則り行われていた。そこで、漁業制度改革が必要とされたのである。

なお、中央水産研究所には、今回公刊の史料の他に、関連文書として「鈴木祐司家文書」34 点、同筆稿本 1 冊（合冊）、「鴨川町文書」243 点、「太海漁業協同組合文書」筆稿本 1 冊が保管されている。また、本文書中には、戦後の漁業制度改革に直接関わる史料は含まれていない。

（文責 鈴木江津子）

「浜波太漁業組合のあゆみ」

年表 1

西暦	和暦	関係事項・制度・法令など
1868	明治 元	明治と改元
1871	4	廃藩置県の詔書が出される
1875	8	雑税を廃止する 太政官布告 23号 海面官有宣言 太政官布告 195号
1876	9	海面使用は旧慣により、適宜「府県税」を課す 太政官達 74号
1882	15	大日本水産会設立(2月 12日)
1886	19	「漁業組合準則」公布 農商務省令 7号
1888	21	市制および町村制公布(4月 25日) 安房東海漁業組合成立(頭取 平野秀太郎) 目録番号 23、9
1889	22	「大日本帝国憲法」発布(2月 11日) 太海村の成立(天面・西山・岡波太・浜波太・太夫崎・吉浦 旧6ヶ村が合併)
1894	27	日清戦争勃発(8月 1日)
1901	34	「漁業法」公布(4月 13日)
1902	35	「漁業法施行規則および漁業組合規則」公布(5月 17日)
1903	36	「浜波太漁業組合」設置免許(6月 10日) 目録番号 76
1904	37	日露戦争勃発 37年度浜波太漁業組合予算認可(5月 20日) 目録番号 61
1910	43	「改正漁業法」制定(4月 1日) 法律第 58号
1914	大正 3	第一次世界大戦勃発(8月 23日)
1916	5	「水産組合規則」公布(6月 30日)
1921	10	「水産会法」制定(4月 9日) 法律第 60号
1923	12	関東大震災(9月 1日)
1924	13	内房線「太海駅」まで開通(7月 25日)
1933	昭和 8	「改正漁業法」制定(3月 28日) 法律第 33号
1936	11	組織設定 12月 15日「浜波太漁業協同組合」 太海村役場天面に新築落成
1937	12	日中戦争はじまる(7月 7日)

1938	昭和 13	「国家総動員法」公布（4月1日） 全国漁業組合連合会設立（10月27日）
1941	16	「鮮魚介配給統制規則」公布（4月1日）
1942	17	「水産統制令」制定（5月20日）全水産を統制治下に國家管理とする
1943	18	「水産業団体法」制定（3月11日）漁業組合は改組して「漁業会」となる
1945	20	ポツダム宣言受諾 「水産統制令廃止の勅令」実施
1948	23	「水産業協同組合法」制定（12月15日） 法律第242号
1949	24	「新漁業法」制定（12月15日） 法律第267号 この新漁業法には戦後の漁業制度改革の主要な内容が規定されている
1952	27	全国漁業協同組合連合会設立認可（11月25日）
1955	30	太海村・曾呂村・江見村が合併、江見町となる（3月31日）
1966	41	江見、太海漁業協同組合が合併、江見漁業協同組合となる
1971	46	長狭町・江見町・鴨川町が合併、鴨川市誕生（浜波太は太海浜と改称、鴨川市の一部となる）
1973	48	鴨川市役所新庁舎竣工式

★上記年表1は、「日本水産通史年表」片山房吉（『近代漁業発達史』岡本信男 水産社 1965年）を参考に作成したものである